

令和7年秋の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です。

重点① 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

【保護者の方へ】

都内では、飛び出しや横断違反などを原因とした子供の重大事故が発生しています。保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、お子様に正しい交通ルールとマナーを繰り返し教えていただくようお願いします。また、小さなお子様と一緒に外出時には、目と手を離さないようにしてください。

【高齢者の方へ】

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の半数以上は高齢者であり、高齢者側による信号無視や横断違反を原因とする事故も多く発生しています。

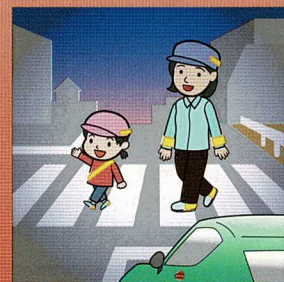
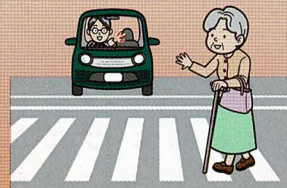
慣れた道でも交通ルールを守り、十分な安全確認を行うなど、他の見本となるような安全行動をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際は、車が自分に気がついていないかもしれないという意識を持ち、必ず安全確認をしてから渡るなど、安全な行動を実践してください。また、お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。飲酒した時は、家に帰るまで気を引き締めてください。

【反射材を活用しましょう】

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身に着けるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。



重点② ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

【ながら運転はやめましょう】

「ながら運転」は、周囲の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながる大変危険な行為です。運転中のスマホ等の使用は、絶対にやめましょう。

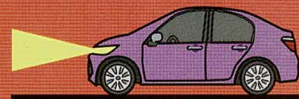
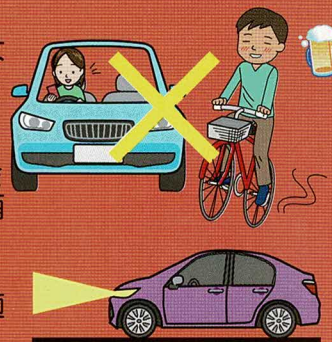
【飲酒運転は絶対にやめましょう】

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。

車もバイクも自転車も電動キックボードも、お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。また、飲酒運転をするおそれのある人に対して車両や酒類を提供する行為、飲酒運転をする人の車両に同乗する行為も罰せられます。

【ライトは早めに点灯しましょう】

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。



重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【自転車を利用する方へ】

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

自転車乗用中の交通事故の多くは交差点で発生しています。信号機が設置されていない交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。

また、一定の違反行為（16類型）を3年以内に2回以上反復すると、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。

【特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を利用する方へ】

特定小型原動機付自転車を運転する際は、車道を走行し、信号や一時停止標識を守りましょう。飲酒運転も禁止です。一定の違反行為（17類型）を3年以内に2回以上反復すると、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けなければなりません。

【自転車・特定小型原動機付自転車を利用する全ての方へ】

自転車・特定小型原動機付自転車を利用する前には、必ず交通ルールを確認して安全に利用してください。また、利用する際は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



重点④ 二輪車の交通事故防止

都内では、二輪車（原付を含む）の単独事故や右折時での直進車との衝突事故が多く発生しています。二輪車を運転するときは、慣れた道でも速度を控えて安全走行を心がけましょう。二輪車のすり抜け運転や無理な追い越しも重大事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう。ヘルメットのアゴひもをしっかりと締めて、胸部を守るプロテクターを着用しましょう。



令和7年8月発行 登録番号(7)3
令和7年秋の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都民安全総合対策本部
総合推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3124



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。